

誰もが暮らしやすい社会を目指して  
～ 広げようあいサポート運動 ～

# あいサポートメッセンジャー 読本



平成29年7月

島根県障がい福祉課

## 目次

はじめに	…… 2
1 このマニュアルの目的	…… 3
2 島根県の現状	…… 4
3 「あいサポート運動」について	…… 5
(1) 「あいサポート運動」とは	
(2) 「あいサポーター」とは	
(3) あいサポート企業（団体）について	
【参考】 障害者差別解消法について	
(4) 「あいサポート運動」の広がり	
4 あいサポーター研修の構成	…… 1 1
5 あいサポーター研修の内容	…… 1 2
(1) 「あいサポート運動」について	
(2) あいサポートDVDの視聴	
(3) 「あいサポート運動」への協力依頼、あいサポートバッジの説明	
(4) 最後に	
(5) 簡単な手話講座	
6 「あいサポーター研修」の進め方（参考）	…… 1 7

## ○はじめに

私たちは、街中で赤ちゃんが泣いていても何の疑問も感じません。泣くことは赤ちゃんの自然な姿であり、それが普通のことだと「知っているから」です。

ところが、障がいのある方に対して、どうしてそのような行動をとるのだろうか、どうしてこんなことができないのだろうか、と不思議に思ったことはありませんか。

障がいのない方が不思議に思えることも、障がいのある方にとってはごく普通のことであり、特別なことではありません。不思議に思えるのは、障がいの特性や障がいのある方が困っていることを「知らないから」です。

普段、私たちが眼鏡をかけたり、お年寄りに少し大きな声でゆっくり話しかけたりするように、不自由さを補う道具や支援があれば、障がいのある方にもできることはたくさんあります。

また、身体的、知的、精神的及び感覚的な機能障がいがあることだけにより、障がいのある方は社会での不便さを感じているわけではありません。周囲の無理解や配慮不足などが障がいのある方に不便さを感じさせていること、言い換えれば、社会と人との関わりからも「障がい」が生じていることを理解する必要があります。

多様な障がいの特性や障がいのある方への配慮を正しく理解することが、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことのできる、あたたかい地域社会への第一歩になると信じています。

まず、障がいについて「知る」ことから始めましょう。

## 1 このマニュアルの目的

平成21年11月に鳥取県が全国に先駆けて創設した「あいサポート運動」は、多種多様な障がい特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指す運動です。

そして、島根県と鳥取県とは平成23年3月14日に「あいサポート運動の共同推進に関する協定」の調印を行い、両県で共同して「あいサポート運動」を推進していくことになりました。今後「あいサポート運動」をさらに広めていくためには、県民の皆様に「あいサポート運動」の理解を進めるための研修を行う者（あいサポートメッセンジャー）が必要となります。

あいサポートメッセンジャーは、「あいサポーター研修」の企画及び実施を通じて、「あいサポート運動」に積極的に関わっていただくことになります。

この研修マニュアルは、

### ○「あいサポート運動」の理解のポイント

### ○「あいサポーター研修」の実施のポイント

をできるだけ分かりやすく説明することにより、あいサポートメッセンジャーが実際に研修を行う際の参考にしていただくことを目的としています。

## 2 島根県の現状

### (1) 島根県の現状

島根県には、障がいのある方は少なくとも7万人以上いると推定されます。(下表では約7万人ですが、発達障がいのある方は把握できていません。)

島根県の人口が70万人弱ですので、県民の約10人に1人は何らかの障がいがあることとなります。

種 別	人 数	備 考
身体障がい児・者	36,014人	平成29年3月31日現在の手帳所持者数
知的障がい児・者	7,491人	平成29年3月31日現在の手帳所持者数
精神障がい者	25,549人	平成28年6月30日現在の入院患者数と平成29年3月31日現在の自立支援医療(精神)の患者数
合 計	69,054人	県人口の約10%
県全体の人口	684,888人	平成29年4月1日現在推計人口

### (参考) 鳥取県の現状

鳥取県には、障がいのある方は少なくとも5.5万人以上いると推定されます(下表では約5.4万人ですが、大人の発達障がいのある方は把握できていません。)

鳥取県の人口が約57万人ですので、県民の約10人に1人は何らかの障がいがあることとなります。

種 別	人 数	備 考
身体障がい児・者	28,554人	平成29年3月31日現在の手帳所持者数
知的障がい児・者	5,487人	平成29年3月31日現在の手帳所持者数
精神障がい者	17,596人	平成28年6月30日現在の入院患者数と平成29年3月31日現在の自立支援医療(精神)の患者数
発達障がいのある 幼児・児童・生徒	2,778人	平成28年9月1日現在(特別支援教育課資料より) ※通常学校(小・中・高)在籍児童・生徒及び幼児
合 計	54,415人	県人口の約10%
県全体の人口	565,936人	平成29年4月1日現在推計人口

### 3 「あいサポート運動」について

#### (1) 「あいサポート運動」とは

「あいサポート運動」は、平成21年11月28日に、鳥取県発の取組としてスタートしました。障がいのことを知ってもらいたい、理解してもらいたい、そして、県民全員に、さらには国民全員に障がい者と共に生きるサポーターになっていただく取組として始めたものです。島根県では平成23年3月に鳥取県と協定を締結し、両県の共同事業として「あいサポート運動」を推進しています。

一言で「障がい」といいますが、その種別は様々です。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいと大きく4つに分けられますが、身体障がいといっても、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいなどがありますし、視覚障がいひとつをとってみても、視力や視野の状態に応じて障がいの状況や程度も様々です。また、同じ障がいであってもその程度は一律ではありません。

こうした障がいのことを、まず「知ること」から始めようとしたのが「あいサポート運動」です。

誰でも地域の一員として、生き生きと暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、自分が理解されているということが必要ですが、障がいについては、まだその内容や配慮などが広く知られていないために、障がいのある方がいろいろな面であらゆる経験をされているのが実情です。いわゆる「心のバリア」があって、障がいへの無理解、冷たい視線、知らないふり、偏見などが、障がいのある方の社会参加を阻んでいるのではないのでしょうか。

はじめはこうした状態であっても、障がいのことを理解することによって、障がいのある方が日常生活において困っていることが自然と分かってくるようになると思います。例えば、車いすを使っている方が歩道と車道との間で長い間止まっていたり、白杖を持った方が音声ガイドのない交差点で困っていたりされている場合です。

障がいについて理解があれば、「歩道と車道との間の段差で困っているのではないか。声をかけて押してあげたい。」、「音声ガイドがないので青信号が分からないのではないか。一緒に渡ってあげたい。」というような気持ちが自然と湧いたり、どんな行動が必要となるかも段々と分かるようになると思います。

障がいのことを知っているのと知らないのとでは、障がいのある方への接し方が変わってきます。だから「知ること」がとても大切です。知っているからこそ障がい理解できる、知っているからこそ障がいのある方が困っていることも分かる、ということです。

このように、まずは様々な障がいの特性を理解することは重要ですが、「あいサポート運動」では、理解だけにとどまるものではありません。障がい理解の上で、障がいのある方が必要としている、ちょっとした配慮や手助け（もちろん、できる範囲のことに限られます。）を実践していくことにしています。

例にもあげたような、「困っている車いすの方に声をかけて車いすを押す。」、「困っている視覚障がいのある方に声をかけて一緒に交差点を渡る。」というような行動を積極的に行っていただきたいと思っています。

もちろん、障がいのある方がいつも困っているとは限りません。車いすの方も白杖を持っている方も、ただ考え事をしていただけかもしれません。思い切って「何かお手伝いすることはありますか。」と声をかけたのに、「いいえ、ありません。」と言われると、声をかけよう、手助けを実践しよう、という気持ちが萎えてしまうかもしれません。でも、ここでくじけないでください。誰でもいろいろなことを考えているものです。虫の居所が悪いときだってあります。大切なことは、勇気をもって声かけしたことを忘れずに次に活かしていくことです。

そして、こうしたひとつひとつの小さな声かけが「あいサポート運動」になっていくと考えています。

また、社会には様々な人がいて、それぞれ得意なこと、苦手なことがあります。例えば、走るのが得意な人もいれば逆に苦手な人もいます。人よりたくさん知識と思考力のある人でも、人とコミュニケーションをとることが苦手な人もいます。また、同じ人でも週単位や月単位、年単位では波があります。それぞれ得意とするところと苦手とするところがありますが、何か日常生活や社会生活を送る上で支障をきたすと、特別な支援が必要となります。この「日常生活や社会生活で支障を来すかどうか。」は、社会の包容力によるところも大きいと思います。

車いすを利用している人は、非常に能力があったとしても、極端な話、段差一つのために会社に行くことができなくなり、結果として仕事ができないということにもなりかねません。（最近では在宅勤務ということもあるので、こういった問題点は別の面からも解消されていくのかもしれませんが。）

パラリンピック選手のように支援の道具さえあれば、すばらしい記録を残される方もいます。電話やキーボードなど、もともと障がいのある方を支援するために発明されて広く用いられている技術や機械などもたくさんあります。

「お互い苦手なところを助け合い、その人の得意なところを伸ばす。」、「できるところを伸ばす工夫や支援に知恵を出す。」、ここに重点を置いている地域、社会は誰もが暮らしやすいと思います。

こうした考えに基づく「あいサポート運動」とは、次の4つのポイントを、実践していく取組となっています。

## **1. まず、障がいについて理解する**

- ・ 病気や事故は、いつ起こるか分かりませんし、誰にでも起きる可能性があります。したがって、障がいは誰にでも生じうるものです。
- ・ 障がいは、多種多様で同じ障がいでも一律ではありません。
- ・ 障がいは、外見で分かるものだけではなく、外見からは分からない、分かりにくい障がい（聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど）

もあります。そのために、周囲から理解されず悩んだり、苦しんだりしている方もいます。

- ・ 周囲の理解やちょっとした配慮があれば、こうした生きづらさを感じずに生活でき、地域で活躍できることがたくさんあります。

## 2. ちょっとした手助けや配慮をする

- ・ 障がいのある方に冷たい視線を送るのは避けてください。
- ・ 障がいがあるからと決めつけしないでください。
- ・ 障がいをひとくくりで見めるのではなく、一人ひとりその人自身をよく見て接してください。
- ・ 障がいのある方が困っているようであれば、声をかけ、できる範囲でサポートしてください。

## 3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくする

- ・ あいサポートバッジを身につけることにより、気軽に声をかけやすい環境をつくることができます。

## 4. あいサポートの仲間の輪を広げる

- ・ あいサポート運動に共感する仲間の輪を広げ、共に生きる喜びを伝えてください。

### (2) 「あいサポーター」とは

「あいサポート運動」の4つのポイントである、

1. まず、障がいについて理解すること
2. ちょっとした手助けや配慮をすること
3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること
4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと

を実践していくのが「あいサポーター」です。

「あいサポーター」は、特別な資格を必要としたり、特別なことをやる人ではありません。日常生活において、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、どなたでもなることができます。

また、「あいサポーター」は、認知症サポーターという制度を参考にしています。周りの方が認知症を正しく理解し、偏見を持たず温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動しています。この制度ができて認知症という病気がずいぶん知られるようになりました。

障がいも「あいサポーター」の活動を通じて、一層の理解が深まっていくことを期待しています。

「あいサポーター」には、「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）と



あいサポートバッジをお渡しします。そして、「あいサポーター」は「サポーター宣言」にのっとして、活動していただくこととなります。

### サポーター宣言

○わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。

○わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら、声をかけ、手助けを行います。

○わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくりまします。

○わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

あいサポーターの数は、平成29年5月31日現在、375,943人となっています（島根県34,590人、鳥取県69,088人、広島県174,082人、山口県11,684人、岡山県16,269人、長野県46,106人、奈良県16,537人、埼玉県5,170人、和歌山県1,999人、北海道登別市418人）。

### **(3) あいサポート企業（団体）とは**

あいサポート企業（団体）は、「あいサポート運動」の趣旨を理解して、職員研修などに取り入れるなど、「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいる企業（団体）のことをいいます。

「あいサポート運動」を積極的に広めていくためには、県を含めた地方公共団体の積極的な活動も当然必要ですが、商店や銀行又は交通機関などといった障がいのある方と様々な場面で接する機会のある企業（団体）で取組を進めていくことも不可欠です。また、たとえ障がいのある方と接する機会の少ない企業（団体）であっても、一人の人間として障がいのある方と接する機会もあるはずでして、そうした企業（団体）が多くなり、「あいサポート運動」の理念を積極的に普及していくことになれば、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に大きく寄与できるものと考えて、平成22年1月8日にあいサポート企業（団体）を認定する制度を創設しました。

あいサポート企業（団体）では、「あいサポーター研修」を行うとともに、例えば、次のような取組のいずれかを行っていただくこととしています。

1. 職員に「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）を読むことの推奨
2. 事業所、店舗、社用車などへのステッカー又はチラシの掲示
3. 企業（団体）の作成する広告物、ホームページでの「あいサポート運動」の掲載

4. 企業（団体）の機関誌などで、職員の行う障がいのある方への取組の紹介
5. 職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨 など

あいサポート企業（団体）の認定は、平成29年5月31日現在、1,373企業（団体）（島根県153（本店所在地が島根県で鳥取県に営業エリアがあり、平成22年度に鳥取県から認定をうけた8企業を含む〔鳥取県と重複計上〕）、鳥取県346、広島県535、山口県100、岡山県91、長野県71、奈良県52、和歌山県8、埼玉県5、北海道登別市12）となっています。業種も銀行、生命保険業、書店、医療法人、公益団体、食品製造・販売・御小売、社会福祉法人、日用雑貨販売、給食業、電子部品等製造・販売、総合小売、管機等販売、コンピュータシステム販売、スポーツジム、旅客自動車運送業、警備業、コンビニエンスストア、病院、大学、ホテル、総合建設業、総合広告代理業、建設業、清掃用品レンタル業、幼稚園、理容業など多岐にわたっており、障がいのある方の活動の様々な場面での「あいサポート運動」の実践が期待されています

#### 【参考】障害者差別解消法について

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。

この法律により、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの不当な差別的取扱いのほか、障がいのある方が、筆談や読み上げなど負担にならない程度の配慮を求めているのに対して、それに応じない（合理的配慮をしない）ことも、差別にあたるとされました。

こうした差別を解消するためには、障がいのことを知り、障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」のような取組が、これからますます大切になっていきます。

民間事業者については、「不当な差別的取扱い」をしてはならないこと（法的義務）、「合理的配慮」を行うよう努めなければならないこと（努力義務）が定められています。行政機関については、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」がともに法的義務であると規定されています。

また、事業者が事業主としての立場で、障がいのある労働者に対して行う差別の解消については、「障害者雇用促進法」（平成35年法律第123号）で定められています。ここでは、差別的取扱いの禁止に加えて、合理的配慮の提供も、しなければならないこと（法的義務）とされています。

#### (4) 「あいサポート運動」の広がり

「あいサポート運動」は、平成21年11月に鳥取県で「障がい者サポーター創設記念フォーラム」を障がい関係団体とともに開催したことから始まりました。鳥取県独自の取組としてスタートしましたが、障がいのことを知ってもらいたい、理解してもらいたい、できるだけ多くの方に障がい者と共に生きるサポーターになっていただきたいという「あいサポート運動」の理念は、全国に共通するものと考えます。

平成22年度には島根県、平成23年度には広島県、平成25年度には長野県及び奈良県、平成26年度には埼玉県の富士見市及び三芳町並びに鳥取県が友好交流提携を結んでいる韓国江原道（カンウォンド）、平成27年度には山口県、埼玉県の秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町並びに岡山県、平成28年度には和歌山県及び北海道の登別市と協定を締結する自治体が増え、「あいサポート運動」の輪が広がっています。こうした連携を通じて、「あいサポート運動」の理念が全国に広がっていくことが期待されます。

他県での取組を見てみると、兵庫県では「みんなの声かけ運動」といって、ユニバーサル社会づくりの一つとして、障がいのある方、高齢者、妊婦など誰でも困っているときに声をかけて助け合う運動を展開しています。また、佐賀県では、「チャレンジド・リボン」の制作・販売を通じて、障がいへの理解や差別のない社会に向けた取組を進めています。

#### **4 あいサポーター研修の構成**

あいサポーターは、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、どなたでもなることができます。そのような方に「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）とあいサポートバッジをお渡しています。障がいの特性や必要な配慮については、お渡しした「障がいを知り、共に生きる」を読んで理解を進めていただくことにしています。

あいサポーターも含めて、「障がいのことをもっと知りたい。」、「障がいのある方の手助けをしたいがどうしたらいいか分からない。」とされている方を主な対象として、あいサポーター研修を行ってきました。

あいサポーター研修は平成29年5月31日現在、全国で4,450回（うち島根県内907回）開催しています。これからもあいサポーター研修を実施し、あいサポート運動の輪を広げていくにあたり、研修の講師となる「あいサポートメッセンジャー」が必要となっています。

あいサポーター研修は、基本的には次のような構成で行っています。

1. 「あいサポート運動」の概要説明（約10分）
2. あいサポート運動DVDの視聴（約50分）
3. 「あいサポート運動」への協力依頼、あいサポートバッジの説明（約3分）
4. 最後に（約2分）
5. 簡単な手話講座（約10分）

## 5 「あいサポーター研修」の内容

「あいサポーター研修」については、あいサポーターを含めた県民の方からの申請により実施しています。時間はDVDの視聴も含めて約75分です。研修で触れていただきたいポイントを以下にまとめました。

### (1) 「あいサポート運動」について(約10分)

「あいサポート運動」の創設における精神や目的を分かりやすく説明します。また、「障がいを知り、共に生きる」(ハンドブック)の概要も説明して、研修後も読んで理解を深めていただくよう勧めてください。

#### 1. 「あいサポート運動」の目的

##### **触れてほしいポイント**

- ・「あいサポート運動」は、平成21年11月から鳥取県独自の取組として始まったこと。
- ・その後、島根県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県の富士見市及び三芳町、山口県、埼玉県の秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町、岡山県、和歌山県、北海道の登別市並びに韓国江原道(カンウォンド)と連携協定を結び、共同して「あいサポート運動」を推進しており、平成29年5月時点で、あいサポーター数は全国で37万5千人に達していること。
- ・「あいサポート運動」は、多様な障がい特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現を目指していること。
- ・そのためにも、できるだけ多くの方に障がいを理解し、障がいのある方と共に生きる「あいサポーター」になっていただきたいこと。
- ・島根県では障がいのある方が約7万人いること。うち身体障がいのある方が約3万6千人、知的障がいのある方が約7千人、精神障がいのある方が約2万6千人いること。島根県の人口が70万人弱なので、県民の10人に1人は何らかの障がいがあること。
- ・病気や事故はいつ起こるか分からないことから、障がいはいつでも誰にでも生じうる可能性があり、決して他人事ではないこと。
- ・障がいは、外見で分かるものだけではなく、外見からは分からない、分かりにくい障がい(聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど)もあり、そのため、周囲から理解されず悩んだり、苦しんだりしている方もいること。

## 2. 障がいのある方が困っていることの例示、背景

### 触れてほしいポイント

- ・ 例えば、視覚に障がいのある方は、道を歩くには点字ブロックが頼りであり、点字ブロックの上に物が置かれていると、非常に困ること。
- ・ 例えば、聴覚に障がいのある方は、店内や駅でのアナウンスで重要なことが連絡されても分からない、又は聞き取れないこと。
- ・ 例えば、内部障がいのある方は、外見からは分かりにくいことから、悩んだり、苦しんでいる方もいること。周りの人が障がいを理解して積極的な配慮をしないと生命に関わることもありうること。
- ・ 例えば、知的障がいのある方は、じっと人を見つめたり、大声を出したりすることがあるが、周囲の理解がないと、遠ざけたり冷たい対応を取られたりしてしまうこと。
- ・ 例えば、高次脳機能障がいのある方で記憶の障がいのある方は、今までできていた、「約束した時間通りに行動する。」こともできなくなることもあるので、周囲の理解がないと「なぜ遅刻をするのだ。」と怒られてしまうこと。

## 3. 「あいサポーター」について

### 触れてほしいポイント

- ・ 認知症サポーターという制度を参考にしたものであること（サポーターが認知症の障がいを正しく理解し、偏見を持たず暖かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動していること。この制度により認知症という病気がずいぶんと知られるようになったこと。）
- ・ まずは、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合い、みんなが暮らしやすい社会をつくるためには、広く県民の方が、障がいについて知っていただくことが必要なこと。
- ・ 「サポーター」とは「支える人」という意味であるが、あいサポーターは、障がいのある方を憐れみの相手として見るのではなく、社会の一員として誇りを持って生活する者として尊重し、「共に生きる」者であることを理解すること。
- ・ 具体的には、障がいの特性（それぞれの障がいの内容）、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮について、正しく理解することが必要なこと。

## 4. 「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）について

### 触れてほしいポイント

- ・ 身体障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、盲ろう、肢体不自由、内部障がい）、重症心身障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がい、

てんかん、依存症及び高次脳機能障がい の 1 2 の障がいについて説明していること。

- ・ このハンドブックは関係団体の協力により制作し、基本的には左側の偶数ページに各障がいの説明、困っていることを、右側の奇数ページにお願いしたい配慮を記載していること（ページを開いて具体的に説明してください）。平成 2 9 年 3 月に一部改訂を行い、新しい冊子となっていること。

## (2) あいサポートDVDの視聴（約50分）

上記でも示した 1 2 の障がいについて、障がいのある方の日常や障がいの特性、接し方などを分かりやすく説明してある、鳥取県が制作したDVDです。言葉で説明するより分かりやすいので、視聴してもらいます。

- ・ DVDを視聴できる環境が必要です。研修に当たっては、あらかじめDVDプレーヤー又はパソコンとモニター（テレビ）又はプロジェクターの準備をお願いしてください。
- ・ パソコンの場合、DVDを再生するアプリケーションが必要です。Windows DVD、Power DVDなどがインストールされていることを事前に確認してください。
- ・ プロジェクターを使用する場合、音声が出力されないことがあります。事前に確認してから研修を行ってください。
- ・ DVDの中に、鳥取県の「ハートフル駐車場制度」の紹介がありますが、鳥取県独自の制度ですので、視聴を省略しても構いません。なお、島根県では同様の制度として「思いやり駐車場制度」を実施しています。

## (3) 「あいサポート運動」への協力依頼、あいサポートバッジの説明（約3分）

「あいサポート運動」の趣旨を再度確認した上で、障がいを理解して、ちょっとした手助けを実践することにより、なるべく多くの方に「あいサポーター」として活躍していただきたい旨協力を依頼します。

また、あいサポートバッジの由来を簡単に説明し、あいサポーターとして活動する際の着用をお願いします。

### **触れてほしいポイント**

- ・ 「あいサポート運動」の趣旨（1. まず、障がいについて理解すること、2. ちょっとした手助けや配慮をすること、3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること、4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと）を再度確認すること。
- ・ あいサポートバッジの由来（障がいを支える「心」を2つのハートを重ねることで表現し、後ろの白いハートは障がいのある方を支える様子を表し、

サポーターのSも表現していること。だいたい色の由縁は鳥取県出身で日本の障がい福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から光や暖かさをイメージしており、だいたい（代々）にちなみ、広がっていくことへ期待が込められていること）を簡単に説明すること。

- ・ あいサポートとは、愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動することを意味していること。
- ・ なるべく多くの方に「あいサポーター」として活躍していただきたい旨を伝え、あいサポーターとして活動する際には、あいサポートバッジの着用をお願いすること。

#### **(4) 最後に (約2分)**

##### **触れてほしいポイント**

- ・ 障がいをひとくくりで見ないこと。
- ・ 一人ひとりその人自身を見ること。その人の「できること」や可能性を見て接していくことが必要であること。
- ・ 障がいがあっても道具や支援があればできることはたくさんあるので、地域の一人ひとりに問われているのは、「その人がどのようにしたらできるようになるか」を考えること（「想像力」と「創造力」）が重要であること。
- ・ 「あいサポート運動」の究極的な理念は、障がいの分野に限るものではなく、地域においてお互い困っていることは支え合うという地域の「支え合い」機能を高め、「地域力」のアップにつなげようとするものであること。
- ・ 支え合い機能を高め「地域力」をアップしていくことで、災害時などに命を守り助けあう、地域での支え合いが可能となること。

#### **(5) 簡単な手話講座 (約10分)**

聴覚障がいのある方にとって、手話は重要なコミュニケーションの方法であり、一つの言語と理解されています。聴覚障がいのある方とのコミュニケーションを広げていくために、あいさつなど簡単な手話講座をします。

##### **触れてほしいポイント**

- ・ あいさつ、ありがとうございます、すみません、よろしくお願ひしますなどの手話はできるようになっていただきたいこと。
- ・ 聴覚障がいのある方は鳥取県内〔島根県内〕に約3千人〔約4千人〕おられるが、そのうち手話ができる方はそれぞれ約500人〔約830人（厚生労働省 平成18年調査から島根県在住者推計）〕とうかがっていること。
- ・ すべての聴覚障がいのある方が手話ができるわけではないこと。しかし、手話ができる方にとって、手話は一番スムーズなコミュニケーションであ



ること。

- 聴覚障がいのある方とのコミュニケーションについては、手話、筆談又は口話（読唇）が中心となっているが、手話を完全にマスターすることは時間もかかるので、実際のコミュニケーションは筆談や口話が中心となると思われること。
- 聴覚障がいのある方にとって住みやすい社会であるためには、できるだけ多くの方が手話ができるようになれば良いが、手話は一つの言語と考えられていることから、あいさつなど簡単な手話ができるだけでも、聴覚障がいのある方とのコミュニケーションの輪が広がっていくこと。

## 6 参考 「あいサポーター研修」の進め方（一例）

これまで「あいサポーター研修」について説明してきましたが、今後、講師となる皆さんの参考とするため、実際の「あいサポーター研修」の進め方の一例をお示ししますので、適宜活用してください。

### （１）「あいサポート運動」について（約１０分）

#### 【はじめに】

あいサポート運動は、平成２１年１１月に鳥取県で誕生しました。この運動は県民の方全員に、「障がいを知ってもらいたい」、という思いからはじめたものです。

平成２２年度には島根県、平成２３年度には広島県、平成２５年度には長野県及び奈良県、平成２６年度には埼玉県の富士見市及び三芳町並びに鳥取県が友好交流提携を結んでる韓国江原道（カンウォンド）、平成２７年度には山口県、埼玉県の秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町並びに岡山県、平成２８年度には和歌山県及び北海道の登別市とあいサポート運動の推進に関する連携協定を締結し、共同して運動を推進しています。平成２９年５月３１日現在、全国のあいサポーターの数は、３７万５千人に達しています。

「あいサポート運動」は、様々な障がい特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を实践する「あいサポーター」の活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指しているものです。

具体的には、「あいサポート運動」は、１．まず、様々な障がいについて理解すること、２．困っている障がいのある方にちょっとした手助けや配慮をすること、３．あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること、４．「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと、を实践していくことです。

こうした取組は、地域や社会で一人ひとりが自覚を持って行っていくことが必要と思われるので、できるだけ多くの方に、障がいを理解してもらい、障がいのある方と共に生きる「あいサポーター」になっていただきたいと考えています。

島根県では障がいのある方は約６万９千人おられると推計しています。そのうち、身体障がいのある方が約３万６千人で、知的障がいのある方が約７千人、精神障がいのある方が約２万６千人です。

また、島根県の人口が７０万人弱ですので、県民の１０人に１人が障がいのある方ということになります。島根県では高齢化率は約３３％で３人に１人が高齢者となっており、誰しも高齢者になるということは理解しやすいです。一方、障がいについては、自分は障がいにはならないというような妙な思い込みがあるのかもしれませんが、病気や事故はいつ起こるか分かりません。いつでも誰にでも生じうることであり、決して他人事でないと思います。

それから、障がいについては、外見からすぐにどんな障がいかわかるものだけで

はなく、外見からは分からない、分かりにくい障がいもあります。例えば、聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどです。そのため、こうした障がいのある方は、周りの人から障がいを理解されずに悩んだり、苦しんだりすることもあることを理解していただきたいと思います。

### 【障がいのある方が困っていることの例示、背景】

例えば、視覚に障がいのある方は、道を歩くには点字ブロックが頼りです。点字ブロックの上に、物が置かれていると非常に困ります。たとえ物でなくても、点字ブロックの上で人が話をすることも迷惑なことになるので注意が必要です。

また、聴覚に障がいのある方は、店内や駅で重要なことがアナウンスされたとしても、分からない、又は聞き取れないこととなります。列車の運休情報が音声のアナウンスでしか伝えられない場合は、来るはずのない列車をずっと待っていることとなりますし、店舗や銀行で名前をアナウンスされても、聴覚障がいのある方には分からないということとなります。こうしたことをなくすには音声のアナウンスとともに電光掲示板やホワイトボードなどを利用して連絡できるようにすることが必要です。

内部障がいは、外見からは分かりにくい障がいですので、周りの人が障がいを理解して積極的な配慮をする必要があります。例えば、列車内や人混みの中などで心臓機能障がいで心臓ペースメーカーを使用している方の近くで携帯電話を使用することや、呼吸器機能障がいのある方の近くでたばこを吸うことなどは、その方にとって生命に関わることもありうるということを理解することが必要です。

知的障がいのある方は、じっと人を見つめたり、大声を出したりすることがありますが、知的障がいについて理解がないと、そうした振る舞いだけで、遠ざけたり冷たい対応をとったりしてしまうことがあります。知的障がいについての理解があれば、見守ったり、落ち着ける場所へ誘導するなど、できることがあるはずです。

高次脳機能障がいのある方は、交通事故や脳卒中により脳に損傷があるため、事故のけがが治っても、今までできていた「時間通りに仕事に来る。」「スケジュールや計画の手順をたてる。」ということができなくなったり、「新しいことが覚えられない。」「同じミスを繰り返す。」「やる気がおきない。」など、まるで人が変わった感じになることがあります。高次脳機能障がいについて理解がないと、「なぜ遅刻をするのだ。」とか「仕事ができない。」「さっき言ったことを忘れてる。」などと怒ってしまうこととなりますが、理解があれば、一緒にスケジュールを確認して遅刻しないようにしたり、ゆっくり、分かりやすく、具体的に話したり、忘れないように繰り返し念を押すこともできるはずです。

### 【あいサポーターについて】

「あいサポート運動」の4つのポイントである、1. まず、障がいについて理解すること、2. 困っている障がいのある方にちょっとした手助けや配慮をすること、

3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること、4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと、を実践していくのが「あいサポーター」です。

「あいサポーター」は、特別な資格を必要とするものではなく、何か特別なことをやる人でもありません。日常生活において、障がいのある方が困っているときなどにちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、どなたでもなることができます。

また、「あいサポーター」は、認知症サポーターという制度を参考にしています。認知症も「認知症の人は何もわからない」と思っている人も少なくないのですが、認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が認知症を正しく理解し、偏見を持たず温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動しています。

この制度ができて認知症という病気がずいぶんと知られるようになりました。

障がいについても、「あいサポーター」の活動を通じて一層の理解が深まってくることが期待されます。

「サポーター」とは「支える人」という意味ですが、「あいサポーター」は、障がいのある方を憐れみの相手として見るのではなく、社会の一員として誇りを持って生活する者として尊重し、「共に生きる」者であることも理解してください。

「あいサポーター」には、「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）とあいサポートバッジをお渡ししています。このハンドブックは、身体障がいである視覚障がい、聴覚・言語障がい、盲ろう、肢体不自由、内部障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がい、てんかん、依存症及び高次脳機能障がいの12の障がいについて説明しています。

（ハンドブックを実際に開いてみながら）このハンドブックは関係団体の協力をいただいて作成したものです。基本的には左側の偶数ページに各障がいの説明、困っていることを、右側の奇数ページにお願いしたい配慮を記載しています。

（この研修ではすべてを説明することは出来ませんので、また、後で読んでいただければと思います。）

そして、「あいサポーター」は「サポーター宣言」にのっとって、活動をしていただくこととなります。サポーター宣言については、ハンドブックの一番最後のページに記載されています。

★時間があれば触れてほしいこと

- ・ サポーター宣言の復唱、あいサポート企業（団体）の概要などの説明

## （2）DVDの視聴（約50分）

### 【DVDの視聴】

障がいのある方がどういったことで困っているか、どういった配慮が必要なのかについては、ハンドブックにそれぞれの障がいごとに説明してありますが、ここではDVDを見ていただきたいと思います。このDVDは鳥取県が県内の障がい者団

体とともにあいサポートを分かりやすく説明するものとして制作しました。全部で12の障がいについて説明しています。

障がいのある方が、どういった障がいなのか、どういったことで困っているのか、どういった配慮があるのかなどを自分自身の言葉で話されています。

### **(3) 「あいサポート運動」への協力依頼、あいサポートバッジの説明(約3分)**

#### **【あいサポート運動への協力依頼】**

先ほどから何回か申し上げたあいサポート運動の4つのポイントである、1. まず、障がいについて理解すること、2. 困っている障がいのある方にちょっとした手助けや配慮をすること、3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること、4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくことを地域や職場で実践していただいて、あいサポーターとして活躍していただきたいと考えています。

#### **【あいサポートバッジについて】**

あいサポートバッジは、障がいを支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しており、後ろの白いハートは障がいのある方を支える様子を表しています。また、サポーターのSも表現しています。そして、この「だいたい色」は鳥取県出身で日本の障がい福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した有名な言葉である、「この子らを世の光に」から光や暖かさをイメージしていますし、だいたい(代々)ということにちなんで、これからも世代を超えて代々と広がっていくことへの期待も込められています。

あいサポートとは、愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動すること意味しています。

今日から皆さんには「あいサポーター」として活躍していただきたいと思いますが、その活動の際には、このあいサポートバッジの着用をお願いします。また、何か手助けされる場合には、「あいサポーターの〇〇ですが、何かお手伝いすることはありますか。」と一言いただければ、特に視覚障がいのある方は安心されると思います。

### **(4) 最後に(約2分)**

繰り返しになりますが、お願いしたいことが3点あります。

まずは、障がいをひとくくりで見ないでいただきたいということです。ひとくくりで見るのではなく、一人ひとりその人自身をよく見てください。そして、その人の「できること」や可能性をみて接してください。

次に、障がいがあっても道具や支援があればできることはたくさんあります。地域の一人ひとりに問われているのは、「その人がどのようにしたらできるようになるか」を考えることです。これは2つのソウゾウリョク、すなわち「想像力」と

「創造力」とが重要であるということです。

また、「あいサポート運動」の究極的な理念は、障がいの分野に限るものではありません。障がいのある方、高齢者、子ども、外国の方などすべての方を含んだ地域において、お互い困っていることは支え合うという、地域の「支え合い」機能を高めて、「地域力」のアップにつなげようとするものであることを確認して、あいサポーター研修を終わりにいたします（地震などの災害時の支え合い（要援護者の避難や支援など）も大切であることも話します。）。

引き続いて、簡単な手話講座を10分実施して終わりになります。

## （5）簡単な手話講座（約10分）

聴覚障がいのある方は島根県内に約4千3百人おられますが、そのうち手話ができる方は約800人強と推計されています。聴覚障がいのある方のすべてが手話ができるわけではありませんが、手話ができる方にとって手話は一番スムーズなコミュニケーションとなっています。

聴覚障がいのある方とのコミュニケーションについては、[先ほどのDVDにもありましたように]手話、筆談又は口話（読唇）が中心となっています。しかし、手話を完全にマスターすることは時間もかかるので、実際のコミュニケーションは筆談や口話が中心となると思われます。

聴覚障がいのある方にとって住みやすい社会であるためには、できるだけ多くの方が手話ができるようになれば良いと思いますし、手話は一つの言語と考えられていることから、あいさつなど簡単な手話ができるだけでも、聴覚障がいのある方とのコミュニケーションの輪が広がっていくと考えてあいサポート研修の最後に手話講座を行っています。

### 【手話講座】

手話は身振りから始まったと聞いています。

あいさつの手話は、2つの手話から成り立っており、時間を表す手話にあいさつを表す手話を続けることで、それぞれ「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」を表しています。

「朝」の手話は枕から起きるイメージ、「昼」の手話は時計の正午の針の位置のイメージ、「夜」の手話は陽が落ちるイメージです。そして「あいさつ」の手話は左右の手の人差し指を人と見立ててあいさつするイメージです。

[実際に皆さんにもやってみましょう。できたら、あいさつを隣り合った人同士が行うようにするといいと思います]

「ありがとうございます」の手話は、相撲で手刀を切る動作から来ているようです。実際にやってみましょう。

すみませんは、2つの手話から成り立っています。人差し指と親指で輪を作り眉間におき「迷惑」を表す手話と、片手で拝む仕草をして「お願い」を表す手話で表現しています。迷惑をお願いするので、ごめんなさいということになるようです。

「よろしくお願いします」は2つの手話から成り立っています。鼻の前に握った片手を軽く前に出して「良い」を表す手話と、「お願い」を表す手話で表現しています。良いお願いをするので、よろしくお願いしますということになります。

★手話は1回だけでは忘れやすいので、最後に繰り返して行ってください。

以上で「あいさポーター研修」は終了です。長時間ありがとうございました。